

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第1号の規定により公示する。

公示日:令和4年11月22日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定年月日 (有効期限)
				名称	所在地	
第2304号	株式会社 光洋	千葉県千葉市 中央区中央港一 丁目12番10号	里中 祐介	株式会社 光洋	千葉県千葉市 中央区中央港一 丁目12番10号	令和4年10月19日 (令和9年10月18日)
第2305号	株式会社 ADVANCE	千葉県船橋市 南三咲三丁目8番 8号	林 敏之	株式会社 ADVANCE	千葉県船橋市 南三咲三丁目8番 8号	令和4年10月19日 (令和9年10月18日)
第2306号	株式会社 千種管工社	千葉縣市原市 青柳1115番地1	松本 耕一	株式会社 千種管工社	千葉縣市原市 青柳947-3	令和4年10月19日 (令和9年10月18日)
第2307号	竹内水道サービス	千葉県船橋市 三山9丁目17番 6-2号	竹内 衛	竹内水道サービス	千葉県船橋市 三山9丁目17番 6-2号	令和4年10月19日 (令和9年10月18日)